

2) 地元の合意形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2020 年 10 月に電線管理者と事業実施の合意を得ている。 ・ 用地買収は不要である。 	
判定	A	<ul style="list-style-type: none"> A : 事業計画の実効性が期待できる。 B : 事業計画の実効性が期待できない。
	<p>【理由】</p> <p>愛知県電線地中化推進協議会等を活用して関係事業者協議を行うことで円滑な事業環境が整う見込みであり、計画の実効性は確保されている。</p>	
Ⅲ 対応方針		
事業実施が妥当である	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべて A 判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。 	
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容		
<p>■対象（事業完了後 5 年目） <input type="checkbox"/>対象外</p> <p>【事業完了後 5 年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>【主な評価内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災上の支障となる要素の解消 		